

9月定例会のあらまし

平成27年第3回定例会は8月28日から9月25日まで29日間の会期で開催し、報告7件、議案50件、発議案2件が提案されました。

一般質問には議員18名が登壇し、市長及び教育委員長等の考えを質しました。

議案審議では、「定住自立圏形成協定の締結」をはじめ、条例の一部改正や補正予算等を審議し、いずれも原案通り可決。

平成26年度一般会計、各特別会計等の歳入歳出決算認定については、決算審査特別委員会を設置して集中審査し、原案通り認定しました。

また、発議案「奥州万年の森における太陽光発電事業の調査に関する議決」を賛成多数で可決し、地方自治法第100条に基づき調査特別委員会が設置されることとなりました。

万年の森 残土問題

百条委員会を設置

発議案第20号

太陽光発電事業の調査に関する決議案

賛成多数で

可決

賛成 17
反対 9

〈提案理由〉

奥州万年の森における太陽光発電事業の取り組みを調査するため、地方自治法第100条第1項の規定により議長を除く議員全員をもって構成する奥州万年の森における太陽光発電事業に関する調査特別委員会を設置しようとするものです。

百条委員会ってなんですか？

地方自治法第100条に基づき設置されることから百条委員会と言われます。地方議会が自治体の事務に関して調査する必要があると判断した場合に設置する調査特別委員会です。

関係者の出頭と証言、記録の提出を請求できる調査権限があり、正当な理由がなく出頭を拒否したり、虚偽の証言をした場合は、禁錮や罰金などの罰則もあります。

提出者に対する質疑

質問 当局も第三者機関を設置して調査をするとしているが、それをどう考えているのか。

回答 当局は当局、議会は議会の立場で設置し、丁寧な説明を頂きたいと考えている。

質問 普通の特別委員会ではなく、地方自治法第100条に基づく特別委員会を設置する目的は何か。

回答 第三者に対して証言や資料の提出を請求出来る。強制力を持たせ保し、議会の説明責任を果たすことが出来る。と答えている。

質問 先に当局が調査をして、その結果に納得が出来ない場合に100条委員会を立ち上げるべきではないか。まずは当局の調査に委ねることが必要と考えるが。

回答 考えの相違である。当局はこの件の補正予算を撤回したが、今後議会には諮らないとのこと。今回設置をしなければ、議会として発言や執行部側の考えを公の場で聞くことが出来ない。

質問 調査事項を明確にすることが原則ルールではないか。具体的な課題は何か。

回答 残土処理問題の経緯を市長・部長も今年の3月まで知らないという経緯や、公募のあり方が透明ではないこと。

反対討論

反対 議会の最後の手段としてどうしても踏み切らなければならない時に設置すべきものである。当局は第三者機関を立ち上げて調査すると言明しており、まずはそれ待つことが大事だ。その結果が満足でなければ、改めて100条委員会等の手立てをすべきである。

反対 平成26年度決算を認定しておいて、同年度にかかる事業に疑問があるとして本発議を提出することは、議会の意思決定のあり方として全く矛盾する。現時点で疑問ありと判断するものではなく、想像の範囲で軽々に設置することには反対である。

賛成討論

賛成 今回の目的は、行政のあり方や背景、事業を進める体制に問題はなかったのかを調査することであり、不正がどうかの調査ではない。この間、納得のいかないところが多々あり、今後の行政を考えた場合に事実をはっきりしておくべきである。

賛成 市長・部長が3月までこの事実を知らないということ。また、プロポーザルに関わる評価明細について、いったん公表するといったものを今議会では公表しないと明言した姿勢は許されない。更に、今後議会の議を経ずに処理しようとする進め方に問題がある。

認定

320億3630万円